平成20年（行ウ）第150号　特別報酬の支給差止等請求事件（住民訴訟）
原告　小林洋一
被告　和泉市長 他１名

原告　第9準備書面

平成21年12月11日

大阪地方裁判所第2民事部（乙係）　御中

原告　小林洋一

原告は以下のとおり、被告らの準備書面に反論する。

第1　市に損害が無いとの主張について

1　被告らは被告らの準備書面（8）の3にて、仮に本件特別報酬が違法であったとしても、市は当該支給を受けた職員に対して不当利得返還請求権を有するから市には損害が無いと主張する。

原告は、既に原告準備書面7の第3にて仮に市が非常勤職員に不当利得返還請求権を有していたとしても、市長及び市病院事業管理者に対し損害賠償請求を求めることに何ら障害にならないものである旨主張済みであり、原告の主張が判例・通説である。（甲第48号証）

重ねて以下反論する。

2　本件特別報酬は違法であるが、それを前提としても本件非常勤職員に対し市が不当利得返還請求権を有しているとの被告らの主張に与することは出来ない。

本件特別報酬は市が給与条例主義に反するものであれ、それを制度として定め本件非常勤職員に支給していたもので、違法性を問われるのはそれを制定し、支給し

た当事者即ち市長らであり、その支給を受けた当該非常勤職員には何ら責任は無い。当該職員は特別報酬制度を前提に職務にあたっていたもので、それを支給が違法であったとの理由で市が当該職員に返還を請求するのは信義則に反する行為と言わねばならない。本件職員が本件特別報酬を支給する制度の存在を前提に、特別報酬を受領できると信頼したことは正当であってその信頼は法的保護に値するものである。

以上の理由で、市が当該職員に不当利得返還請求権を行うことは信義則に反し許されない。

又このような不当利得返還請求権を有するとの主張はあくまで本件訴訟対策上の主張であって、従来から住民訴訟等において不当利得返還請求を義務づけられればともかく、そのような状況が無い中で市が定めた制度で支出したものが仮に違法な支出であったとしても、それを受領した職員に不当利得返還請求した事例を原告は知らない。被告らの主張は架空の議論にしか過ぎない。

又横浜地裁平17（行ウ）第28号　損害賠償請求権行使請求事件　平18．11．15判決　判例ダィムスNo1239（2007．7．15〉 において以下の判決がある。

上記のとおり、本件協定は違法、無効なものであり、これを前提とする本件損失補償金の支払は法律上の原因を欠くものである。

しかし、現時点で、川崎市が本件各金融機関に対して既に支払われたこれら本件損失補償金を不当利得として返還を求め得るかということになると、この点については重大な疑義があるといわざるを得ない。

従前から、川崎市（川崎港港湾管理者） は、社団法人日本港湾協会及び株式会社野村総合研究所による調査結果等を踏まえ、東京湾におけるコンテナ貨物量が増大することを予測し、川崎港にコンテナターミナルを整備することを計画していたこと、川崎市は、川崎港振興協会内のコンテナ問題検討委員会、川崎港運協会及び川崎商工会議所の意見や要望もあって、コンテナターミナルの管理運営は第三セクター方式により設立された株式会社により運営されるのが望ましいと判断して、平成6年5月10日に訴外会社が設立されたこと、 訴外会社においては市職員がその取締役及び監査役等を務め、 川崎市は、設立後赤字経営が続く同社に対して、荷さばき地使用料　ガントリークレーン使用料、ふ頭用地使用料、荷役機械置

場使用料、ゲート関連施設使用料、メンテナンスショップ使用料、電気施設使用料等の減額及び免除を行う等、様々な経営支援を行う一方で、本件各金融機関に対して訴外会社への融資を要請したこと、本件各金融機関は川崎市との間で本件協定を締結し、同協定及びその後に川崎市が何度にもわたり発行した経営指導念書を前提として、訴外会社に対して本件貸付を含む総額54億円にも及ぶ貸付を実行したことが、それぞれ認められる。

上記のように、訴外会社の設立及びその後の運営については川崎市が深く関与しており、同事業は川崎市が主体的に推進してきたものといっても過言ではない。そして、その過程において、本件各金融機関は川崎市からの要請に基づいて、同市との間で本件協定を締結した上で訴外会社への事業資金の貸付けを開始したのであり、川崎市及び本件各金融機関がその効力を疑っていたような形跡はないし、その点につき双方に責められるべき点があったともいえない。加えて、川崎市は本件協定の締結はもとより、本件損失補償金の支払についても市議会の正式な決議を経ており、 本件損失補償金は既に本件各金融機関に対して支払済みであって、その総額が9億円という多額に上ることからすれば、その返還を認めることは川崎市を信頼して融資を継続してきた本件各金融機関に対して予期しない多大の損害を被らせることになることは明らかである。このような事態は、上記のように川崎市が主体的に訴外会社への融資を要請し、本件協定を締結して一定の限度までは責任を負う旨を明らかにしてきたことに照らすならば、著しく信義に反することといわなければならない。

以上のような諸事情に照らすならば、本件損失補償金が結局は川崎市民の負担に帰することになることを考慮したとしても、川崎市が本件各金融機関に対して本件損失補償金の返還を求めることは信義則に照らして許されないものと解される。したがって、原告の本件各金融機関に対して本件損失補償金の返還を請求するよう求める訴えも棄却すべきということになる。

以上が関連する部分であるが、原告の主張と同旨である。

第2　和泉市非常勤職員の任用に関する要項について（甲4）

裁判所の求釈明に対し、被告の準備書面7の2ページ6にて、この要綱は平成5年

4月１日に制定・施行されたものと釈明している。
そうすると要綱制定当時の常勤職員の1週間あたりの勤務時間は41時間45分であり（注参照）、要綱では非常勤職員の勤務時間（週当たり）を30時間以下としている事から、この30時間は常勤職員の勤務時間の3／4以下であることから、要綱制定当時において本要綱によって任用される非常勤職員は正しく非常勤職員と解すべきであり、現在においてもその基本的考え方に変更があったとは考えられない。
既に述べたように、現状勤務時間の38時間45分は国と同等レベルの40時間にするよう国から指導があるにも拘わらずこれを怠った結果であり、圧倒的に多くの自治体が週40時間であることも併せ考えると、現状の市の常勤職員の勤務時間38時間45分はイレギュラーな状況であり、生活給が支給されるべきであるとする常勤職員の勤務時間の3／4における常勤職員の勤務時間は、圧倒的に多くの自治体が採用する週40時間と考えるべきであり、かつここで述べた要綱当時の勤務時間が41時間45分であった事を考慮すると、要綱で定める非常勤職員の週30時間以下の定めは、常勤職員の3／4以下であり、本件職員が正しく非常勤職員であるのは明らかである。
（注）和泉市に確認したところによると正規職員の週当たりの勤務時間は
平成5年4月１日迄は41時間45分、それ以降38時間45分で現在に至る。

以上